

草津市と草津ライオンズクラブの連携・協力に関する協定書（案）

草津市（以下「甲」という。）と草津ライオンズクラブ（以下「乙」という。）は、次のとおり相互の連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が第2条に掲げる事項について緊密な協力関係を築くことにより、2050年カーボンニュートラルの実現に向け積極的に行動するとともに、地球温暖化対策に向けた市民活動および企業活動の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- (1) 脱炭素に係る取組に関すること
- (2) 環境学習に係る取組に関すること
- (3) その他地球温暖化対策に係る取組に関すること

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めるもののほか、甲と乙との連携・協力に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。上記の協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名・押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年10月14日

（甲）滋賀県草津市草津三丁目13番30号

（乙）滋賀県草津市西大路町4番32号

草津ライオンズクラブ

草津市長

会長